

沖縄県指定名護岳鳥獣保護区

更新計画書

平成 27 年 11 月 1 日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

名護岳鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県名護市所在民有林 13 林班、14 林班ろ、は、に、ほ、へ、と、り、ぬ、かの各準林班及びい1、ち2の各小班、15 林班、16 林班い、は、に、ほ、への各準林班及びろ1小班、21 林班い、ろ、は及びに準林班、22 林班は、に、ほ及びと準林班の区域並びに名護市字名護雨志川原 5598-1、5598-2、5598-3、5598-4、5599-1、5599-2、5600、5601-1、5601-2、5602、5603、5604-1 及び 5605 の各地番

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 47 年 10 月 31 日まで (20 年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄県名護市の北東に位置し、区域の中央部にある名護岳 (標高 345 m) 及びその北側から東側斜面には自然度の高い森林が残されており、周辺の森林との連続性も保たれている。

このような自然環境を反映して、サシバやリュウキュウキビタキなど希少な鳥獣類が確認されている。

このように当該区域は、森林性の鳥獣が生息する良好な自然環境を有していることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、継続して当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。なお、当該区域は、昭和 40 年に琉球政府指定の鳥獣保護区に設定され、その後、昭和 60 年、平成 7 年及び平成 17 年に更新され現在に至っている。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 更新の理由

当該区域はサシバ、リュウキュウコゲラ、リュウキュウキビタキ等森林性の鳥獣類の生息地となっていることから、これらの鳥獣の保護繁殖を図るため。

4 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 371 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 357 ha

農耕地 14 ha

水 面 ha

その他 ha

イ 所有者別内訳

国有地 ha

地方公共団体有地 357 ha

{	都道府県有地 14 ha
	市町村有地等 343 ha

私有地等 14 ha

公有水面 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 ha

自然公園法による地域 355 ha

特別保護地区 ha

特別地域 355 ha

普通地域 ha

5 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県名護市の北東に位置し、西側は名護市街地に接し、南西側には名護城趾、名護青少年の家等の研修施設がある。また、区域の中央部には名護岳(標高 345 m)があり、羽地大川、幸地川、大浦川等の流域が含まれている。

イ 地形、地質等

当該区域の地形分類は、概ね山地・丘陵地(急斜面)であり、山頂平坦・緩斜面・山腹・山麓平坦・緩斜面が混在している。

表層土壌は、乾性黄色土壌であり、中央部は灰色低地土壌である。

表層地質は、緑色岩類(白亜紀～三畳紀)となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、イタジイ林、リュウキュウマツ林、ヤブニッケイ林、常緑広葉樹二次林、常緑落葉広葉樹混合林、カンヒザクラ植林、クスノキ植林の群落が確認されている。また、113科 412種の維管束植物が確認され、重要な種として、アカハダコバノキ、ヤエヤマコノチチ、オキナワヤブムラサキ、エンレイショウキランなどが確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域でこれまで生息が確認されている鳥類は、サシバやリュウキュウキビタキを始めとする 50 種以上が確認されており、この中には国指定天然記念物に指定されているカラスバトやノグチゲラなどが含まれる。哺乳類はワタセジネズミを始めとする 9 種が確認されている。

平成 24 年度の現地調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり、鳥類 14 科 19 種であり、哺乳類は 1 科 1 種である。

(2) 生息する鳥獣類(平成24年度調査結果)

ア 鳥類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
タカ目	タカ科	ツミ サシバ	VU
ハト目	ハト科	キジバト ズアカアオバト	
キツツキ目	キツツキ科	リュウキュウコゲラ	
スズメ目	ツバメ科	リュウキュウツバメ	
	セキレイ科	キセキレイ	
	サンショウクイ科	リュウキュウサンショウクイ	
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	
	ツグミ科	ルリビタキ イソヒヨドリ シロハラ	
	ウグイス科	ウグイス	
	ヒタキ科	リュウキュウキビタキ	
	シジュウカラ科	ヤマガラ シジュウカラ	
	メジロ科	メジロ	
	ホオジロ科	アオジ	
	カラス科	ハシブトガラス	
合計	4目	14科	19種

イ 哺乳類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
コウモリ目	オオコウモリ科	クビワオオコウモリ	
合計	1目	1科	1種

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物 特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)

レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)

CR：絶滅危惧 A類、EN：絶滅危惧 B類、VU：絶滅危惧 類

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際
希少種

特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による
特定外来生物

- 3 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩
猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要がある
ものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関
する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損
失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

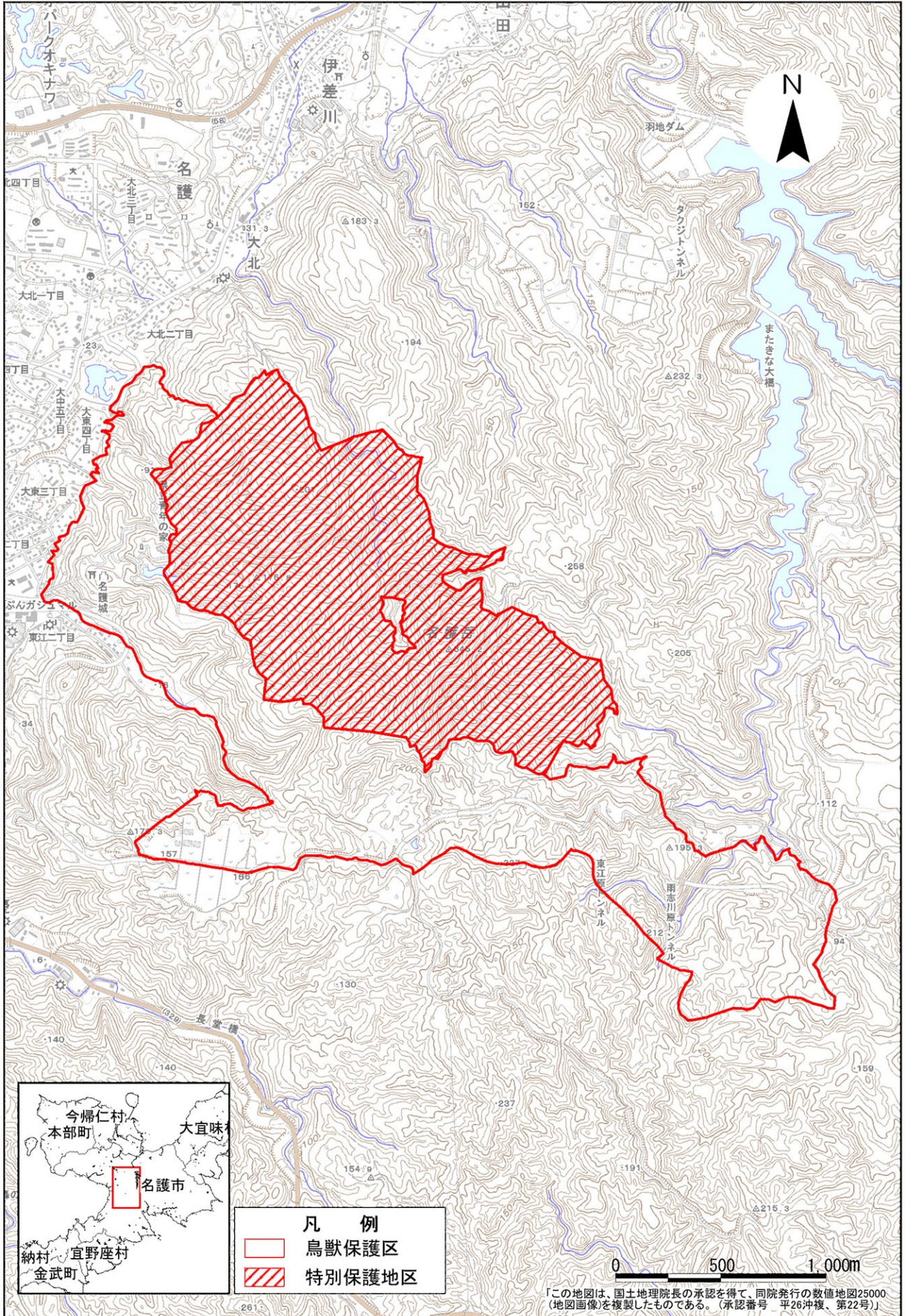
- 7 鳥獣保護区の維持管理に関する事項



鳥獣保護区制札 2 本

沖縄県指定 名護岳鳥獣保護区及び同特別保護地区位置図



沖縄県指定 名護岳鳥獣保護区及び同特別保護地区区域図



凡 例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区

沖縄県指定名護岳鳥獣保護区区域説明図

